

○都城市音楽大会参加費補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第203号

改正 平成25年1月28日告示第292号

平成27年1月28日告示第339号

平成28年2月18日告示第365号

(趣旨)

第1条 市は、各種音楽大会に参加する都城市立小中学校の児童及び生徒（以下「児童生徒という。」）の後援会等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象事業は、次に掲げる音楽大会への参加事業とする。ただし、九州大会及び全国大会等については、県大会等の予選を経て出場権を獲得して参加するものに限る。

- (1) 吹奏楽コンクール
- (2) 吹奏楽コンテスト
- (3) マーチングコンテスト
- (4) 小学校バンドフェスティバル
- (5) マーチングバンド・バトントワーリング
- (6) NHK全国学校音楽コンクール

(補助金の対象経費及び額)

第3条 補助金の対象経費は、前条に掲げる音楽大会への児童生徒の参加に要する経費及び教職員が当該児童生徒を引率するのに要する経費のうち次に掲げるものとし、その額は、別表第1のとおりとする。

- (1) 旅費
- (2) 楽器運搬に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、県大会等に参加する場合の前項第1号の経費は、前条第1号の音楽大会のうち中学校選考会に係るものを除き、補助の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する有料自動車道の通行料は、補助金の対象経費としない。

(1) 宮崎県内、鹿児島県内及び八代市より南部の熊本県内に移動する場合

(2) 走行区間が30km未満の場合

(補助対象人員)

第4条 補助対象人員は、各大会ごとに、別表第2に定める人員とする。

2 引率教職員については、公務による場合は補助対象外人員とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとするときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1) 事業実績調書

(2) 収支決算書

(3) 明細書(写し)又は領収書(写し)

(4) 大会パンフレット(開催要項及び参加校一覧の頁の写し)

(5) 参加児童生徒名簿

(補助金の支払方法)

第6条 補助金の支払方法は、確定払とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の都城市音楽大会参加費補助金交付要綱(平成8年度都城市告示第81号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年1月30日告示第237号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月20日告示第321号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 1 月28日告示第292号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 1 月28日告示第339号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月18日告示第365号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象経費	補助金額
旅費	都城市旅費支給条例（平成18年条例第54号）に規定する鉄道賃、船賃、航空賃等の運搬額及び宿泊費の合計額に10分の3を乗じて得た額又は実費の合計額に10分の3を乗じて得た額のいずれか少ない額
楽器運搬に要する経費	県大会又は九州大会にあつては20,000円又は実費のいずれか少ない額、全国大会にあつては実費に10分の5を乗じて得た額

別表第 2（第 4 条関係）

大会名	補助対象人員		
	参加児童生徒	引率教職員	
		県大会	全国大会及び九州大会
吹奏楽コンクール	50人以内	2人以内	3人以内
吹奏楽コンテスト	50人以内	2人以内	3人以内
マーチングコンテスト	50人以内	2人以内	3人以内
小学校バンドフェスティバル	50人以内	2人以内	3人以内
マーチングバンド・バトントワーリング	50人以内	2人以内	3人以内
NHK全国学校音楽コンクール	40人以内	2人以内	3人以内